

## I. 事実の概要

5 令和元年 10 月 8 日、甲は東京都 H 市所在の中央銀行 A 支店を訪れ、同支店備え付けの現金自動支払機(以下 ATM とする)により、同支店に開設されている自己名義の普通預金口座から現金を下ろそうとした際、心当たりのない B 社からの振込金 75 万円が誤って同口座に入金されて、預金額が 92 万円余りとなっていることを知った。

そこで、当時多額の借金を抱えて返済に窮していた甲は当該借金を返済するためにこれを奇貨として、預金の払戻し手続きにおいて金員騙取することを決め、同支店の窓口係員に対し金額欄に 90 万円と記載した普通預金払戻し請求書を提出して普通預金の払戻しを求めて、その場で窓口係員から 90 万円の交付を受けた。

15 払戻しを難なく行えたことで自信をつけた甲は次に、自己名義の口座にほとんど金員が入っておらず自身に代金支払いの意思・能力がないにも関わらず、C カード会社の加盟店である K 百貨店において同店の従業員に自己名義の C 会社のクレジットカードを提示し、30 万円の時計を購入した。

本件における甲の罪責を検討せよ。

## II. 問題の所在

20 本件において、甲は誤振込みされた金員をそれを奇貨して払い戻ししており、当該払い戻し権限は甲について認められるか。また、甲は自己に支払い能力・意思がないにもかかわらず、クレジットカードを使用しており、当該行為が詐欺罪を構成するか。構成するとして、一項詐欺、二項詐欺のどちらに該当し、被害者はだれになるか。

## III. 学説の状況

### 25 1. 誤振込みについて

#### A 説(詐欺罪説)

30 誤振込みをした金銭は、依然、元の所有者の所有物であって、所有者は銀行に対してその返還を請求できるところ、その間の金銭の占有は銀行にあり、誤振込みされた口座の持ち主が、誤振込みに気が付かない銀行に対して権利者を装って銀行の係員に払戻しを請求し、権利者の請求と誤信した銀行係員からその金銭の払戻しを受けるのは、詐欺罪に当たる<sup>1</sup>とする説。

#### B 説(遺失物横領罪説)

35 誤振込みによる金銭について口座の持ち主に預金債権があるものとし、そうすると銀行は払戻しについてたとえ誤振込みされた金銭であると知っていたとしても応じざるを得なかったこととなり、そうだとすると口座の持主が銀行に払戻しを請求する行為は「交付の判断となる重要な事項」を偽るものではなく、せいぜい遺失物横領罪が成立するにすぎないとする説。

---

<sup>1</sup> 大塚仁『刑法概説(各論)[第 3 版増補版]』(有斐閣、2005 年)694 頁。

## 2. クレカ詐欺について

ア説(詐欺罪肯定説)について

5 クレジットカード詐欺のような類型の事案において、無銭飲食の場合と同様に加盟店としては顧客の支払い意思・能力がないと自己が財産上の損害を負う恐れがあるとして、その点につき重点を置き、欺罔行為の有無を決する。そのため、行為者の支払い意思・能力がない場合には欺罔行為があったとして詐欺罪を肯定する見解。

a1 説(対面型 1 項詐欺説)について

加盟店を被欺罔者・処分行為者・被害者とする見解。

a2 説(三角型 1 項詐欺説)について

10 加盟店を被欺罔者・処分行為者と見て、カード会社を被害者とする見解。

イ説(詐欺罪否定説)について

15 クレジットカード詐欺のような類型の事案において、無銭飲食の場合との相違から考えて、クレジットカードの場合は加盟店としてはカード会社が背後に控えているため、顧客の支払い意思・能力があるか否かを問題としないため欺罔行為はないとして、詐欺罪を否定する見解。

## IV. 判例

該当判例なし。

## 20 V. 学説の検討

### 1. 誤振込みについて

B 説(遺失物横領罪説)について

25 誤振込があった場合に、その受取人と振込先銀行の間に普通預金債権が発生するとしても、誤振込の事実を知った受取人は、信義則上、銀行にこれを告知するべき義務を負い<sup>2</sup>、これを隠して預金の払い戻しを請求する行為は、詐欺罪における欺く行為と解すべきである。

よって、検察側は B 説を採用しない。

A 説(詐欺罪説)について

30 たしかに、一般的には預金に対する占有が認められたとしても、それは法的に正当な原因関係が存する場合に限られる。誤振込のあった預金については、受領人はこれを終局的に受領する権利を有しないのであるから、これに対する法的支配が及んでいるとはいえない<sup>3</sup>。したがって、詐欺罪を認めるのが妥当である。

よって検察側は A 説を採用する。

## 35 2. クレカ詐欺について

イ説(詐欺罪否定説)について

会員には、カード会社との契約上、代金支払い意思・能力がない場合にはクレジット取引を差し控

<sup>2</sup> 川端博 『刑法各論講義』(成文堂、2007年)291頁。

<sup>3</sup> 堀内捷三 『刑法各論』(有斐閣、2003年)167頁。

える契約上の義務があるため、そのような支払い意思・能力がないのにクレジット取引を行うことは加盟店を支払い意思・能力があるというように錯誤に陥らせるといえ、欺罔行為が認められる。そのため、検察側は当該説が欺罔行為がないとするのは妥当しないとして、採用しない。

5 ア説(詐欺罪肯定説)について

a2 説(三角型 1 項詐欺説)について

加盟店に商品交付の時点で財産上の損害が生じているため、カード会社を被害者と考えるのは妥当ではない。

したがって、検察側は本説を採用しない。

10 a1 説(対面型 1 項詐欺説)について

加盟店を被欺罔者、処分行為者、被害者とする本見解について、加盟店はカード会社から代金決済がなされない場合のあることに備え、会員に対する代金債権の履行請求を確保する必要があり、商品の交付により実質的な財産上の損害が生じており、被害者であると言える。

したがって、この結論は妥当であり、検察側は本説を採用する。

15

## VI. 本問の検討

第 1. 甲が、中央銀行 A 支店窓口で 73 万円の預金の払い戻しを受けた行為について詐欺罪(刑法 246 条 1 項)が成立しないか。

20 1. 「人を欺」く行為とは、処罰範囲限定の観点から、ア. 交付判断の基礎となる重要な事項についてイ. 作為又は不作為により偽ることをいう。

(1) まず、払戻し請求という挙動をもって誤振込の事実がないことを黙示に表示したとはいえ、作為による欺罔行為は認められない。なぜならば、払戻し請求権の存否に誤振込の事実の有無は影響を与えず、また誤振込は特殊事情であるため、これについて当事者が払戻しの際に常に意識するものではないからである。

25 もっとも、銀行には組戻しの手続が用意されていることから、受取人には誤振込があった旨を告知する信義則上の義務があり、これを怠った甲は不作為によって偽ったと評価できる(イ)。

確かに、民法上は誤振込の場合であっても、受取人は預金債権を取得するため、誤振込の払戻し請求は銀行の財産権を直接侵害したとは評価しがたく、誤振込の事実の存否は交付判断において重要な事項とはいええないとも思える。しかし、受取人から誤振込みがある旨の指摘があった場合には、自行の入金処理誤りがなかったかを確認したり、振込依頼先の銀行や振込依頼人に対し振込の過誤の有無に関する照会を行ったりするなどの措置が講じられていることから、銀行にとって払戻し請求を受けた預金が誤った振込によるものか否かは、直ちにその支払いに応ずるか否かを決する上で重要な事実であるといえる。また、これらの組戻し等の措置を講じることによって安全な振込送金制度を維持し、当事者間の紛争を可及的に回避することについて銀行は一定の利益・関心を有しており、これらの銀行の公共的な役割に鑑みれば、誤振込の事実の存否の客観的重要性も認められる。したがって、かかる事実の存否は交付判断の基礎となる重要な事項であるといえる(ア)。

35 (2) そして、かかる欺罔により窓口係員は、預金が誤振込によるものではないという錯誤に陥り、かかる錯誤に基づいて 90 万円を「交付」した。なお、もともと甲の口座にあった 17 万円については甲は正当な払戻し権限を有していたため、これについては交付を拒むことができず、錯誤との因果関係が

否定される。したがって、73万円についてのみ錯誤に基づく「交付」があったといえる。

(3) また、故意(38条1項本文)及び不法領得の意思も認められる。

2. 以上より、当該行為について詐欺罪が成立する。(①)

5 第2. 甲が、代金支払意思・能力がないのにも関わらず、自己名義のクレジットカードを使用して30万円の腕時計を購入した行為について詐欺罪(246条1項)が成立しないか。

1. 上記と同様の要件の下検討する。

(1) 本件では、甲はK百貨店従業員に対して明示的な欺罔行為を行っていない。

10 しかし、通常商品購入段階でクレジットカードを呈示する行為は、商品を購入する行為である以上、この行為自体が代金支払意思・能力を黙示に示す行為であり、実際に支払意思・能力がない甲の行為は挙動による欺罔にあたる(イ)。

15 確かに、加盟店には、会員とカード利用者の同一性・カードの有効性についての確認義務が課されている一方で、会員の支払意思・能力の有無まで確認する義務は課されておらず、これを怠っても信販会社から確実に立て替え払いを受けられるとして、支払意思・能力の有無は重要な事項にあたらないとも思える。しかし、クレジットカード取引では、仮に加盟店が客に支払意思・能力がないことを  
20 知りながら商品を販売したとすると、信販会社は信義則違反を理由に加盟店への立替払いを拒絶しうると考えられるため、加盟店は当然にカード会員の代金支払意思・能力に関心を持たざるを得ない。加えて、加盟店にとって、クレジットカード取引を維持することは極めて重要なことからすれば、加盟店はカード会社に損害を与えないように配慮するため、カード会社の代金支払意思・能力に関心  
25 払わざるを得ない。これらのことからすれば、支払意思・能力の有無は取引通念上交付判断の基礎となる重要な事項であるといえる。

(2) そして、甲の上記行為によって、本件腕時計の処分権限を有する従業員を錯誤に陥らせて、その「交付」を受けている。

25 また、詐欺罪は、財物利益の移転を処罰対象とする個別財産に対する罪である。そして瑕疵ある意思に基づく財産利益の交付自体が同罪の法益侵害と評価できること、これによる処罰範囲の拡大は、上記の通り「重要な事項」を要求することによって抑えられることから、これに加えて実質的な財産上の損害の発生を別途要件として要求する必要はないと考える。したがって、加盟店たるK百貨店が後に信販会社から立替払いを受けたか否かは同罪の成否に影響しない。

(3) 甲に故意及び不法領得の意思は認められる。

2. よって、当該行為に詐欺罪が成立する。(②)

30 第3. 罪数

以上より、甲の本件行為について、①②の犯罪が成立し、両者は併合罪(45条前段)となる。甲はかかる罪責を負う。

## Ⅶ. 結論

35 甲の本件行為について、詐欺罪2個が成立し、両罪は併合罪となる。そして、甲はかかる罪責を負う。

以上